

事業所職員
向け

地域リハビリテーション 活動支援事業

無料

地域リハビリテーション活動支援事業とは？＊

リハビリテーション専門職等が、対象事業所へ訪問し、サービスやアセスメントに関する事など各事業所職員の抱える疑問や悩みに応じ、技術的支援を行うことで**介護職員等の資質向上に繋げる事業**です。

【対象事業所】

指定相当通所型サービス事業所、指定相当訪問型サービス事業所
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所 など

＊事業所職員を対象とした事業であり、利用者へサービスを提供するものではありません。

次の専門職が支援します／



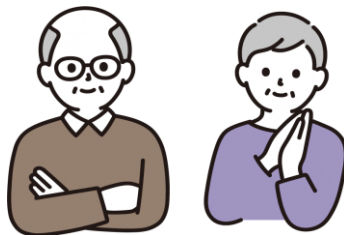
理学療法士

座る、立つ、歩くなどの基本的な身体機能の向上や維持といったリハビリに関するアドバイスをします。

◎これまでに実施した講座

- 例・握力やTUGの測定方法
- ・転倒予防の体操
- ・機能訓練と計画の立て方

高齢者が元気になること、
元気であり続けることを目指して



作業療法士

食べる、入浴する、着替えるなど日常生活を送る上で必要な機能回復を目指すためのアドバイスをします。

◎これまでに実施した講座

- 例・ADLの評価
- ・アクティビティの作り方
- ・移動介助方法について



言語聴覚士

ことばや聴こえ、食べることに問題のある方の社会復帰をお手伝いし、その人らしい生活が送れるようアドバイスします。

◎これまでに実施した講座

- 例・摂食嚥下障害の基礎知識
- ・嚥下の評価と対応
- ・食べるための環境調整



歯科衛生士

「自分の歯でおいしく食べる」「楽しく会話する」など、高齢者の方の歯・口腔の健康づくりに関するアドバイスをします。

◎これまでに実施した講座

- 例・口腔の基礎知識
- ・口腔評価
- ・口腔ケアの方法



管理栄養士

病気の方や高齢で食事がとりにくくなっている方の健康を考えた栄養指導や調理方法の支援など栄養に関するアドバイスをします。

◎これまでに実施した講座

- 例・栄養の基礎知識
- ・栄養評価
- ・高齢者に合わせた食支援

【利用までの流れ】

- ①いきいき長寿課へ「利用申込書」（実施希望日時（初回時）、希望する専門職、希望する講座及び具体的な内容について等）を記載し、提出
- ②いきいき長寿課で派遣する専門職の調整
（※2回目以降は、事業所と専門職で日程調整を行う）
- ③支援実施。実施後、「利用報告書」をサービス提供事業所からいきいき長寿課へ提出
- ④最終回の一つ前の講座後、事業所ごとに3か月間の目標を設定し、取り組む。
「3か月後評価に向けて」の事前の資料提出
- ⑤最終回に目標の達成状況について専門職と一緒に振り返る。
「3か月後評価に向けて」の事後の資料提出。

【費用】

事業所の費用負担はありません。

【回数】

2～4回

／活用の仕方は様々！柔軟に対応します／

（例1）	
流れ	提出物
初回 6月	・利用報告書提出
2回目 7月	・利用報告書提出
3回目 8月 ↓	・3か月後評価に向けて事前資料 (事業所としての3か月間の目標を立てる。) ・利用報告書提出
4回目 12月	・3か月後評価に向けて事後資料 ・利用報告書提出 ※3回目から4か月後に実施

サービス担当者
会議で、支援方
法や目標設定の
アドバイスがほ
しい！

自宅でできる
口腔訓練、食
事中のアドバ
イスは？



発声や発語の
促し方を教え
てほしい！

作業療法で使
用できる道具・器
具・使用方法に
ついて詳しく知
りたい！

（例2）	
流れ	提出物
初回 6月	・利用報告書提出
2回目 7月 ↓	・3か月後評価に向けて事前資料 (事業所としての3か月間の目標を立てる。) ・利用報告書提出
3回目 11月	・3か月後評価に向けて事後資料 ・利用報告書提出 ※2回目から4か月後に実施

（例3）	
流れ	提出物
初回 7月 ↓	・3か月後評価に向けて事前資料 (事業所としての3か月間の目標を立てる。) ・利用報告書提出
2回目 11月	・3か月後評価に向けて事後資料 ・利用報告書提出 ※1回目から4か月後に実施

問合せ・申込先

都城市役所 健康部 いきいき長寿課 介護予防担当 TEL (0986) 23-3184

